

◆参 考 資 料◆

I. 伊賀市男女共同参画推進条例

平成 16 年 11 月 1 日条例第 12 号

改正

平成 20 年 3 月 26 日条例第 6 号

平成 22 年 3 月 30 日条例第 2 号

平成 30 年 3 月 28 日条例第 5 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 伊賀市男女共同参画審議会（第 12 条—第 16 条）

第 4 章 補則（第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

（1）男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。

（2）性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

（4）男女が相互に協力し、家事、育児、介護その他家庭生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう環境を整備すること。

（市の責務）

第 4 条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するに当たり国、県、市民及び事業者との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、男女の性別による差別的取扱いの排除と固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為)

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な啓発等に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第12条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるように努めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民相談等)

第9条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対し、関係機関との連携をとり、助言指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第10条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、施策の策定及び実施に関し調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 伊賀市男女共同参画審議会

(伊賀市男女共同参画審議会)

第12条 次に掲げる事項について調査審議するため、伊賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 伊賀市男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画社会実現のための施策の基本的事項及び重要事項

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価

2 審議会は、前項に規定する事項の調査審議について市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内によって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の一部は、公募により選出するよう努めなければならない。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、別に会長が定める。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、人権生活環境部人権政策課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第5号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ. 伊賀市男女共同参画審議会委員名簿

令和8年3月現在（五十音順・敬称略）

氏 名	団 体 等	備考
荒井 恵美子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議代表	
市村 京子	伊賀公共職業安定所長(就労関係団体)	
岡澤 まゆみ	公募委員	
欠田 昌子	伊賀市商工会女性部代表（商工関係団体）	
上出 優子	企業代表（中外医薬生産株式会社）	
木村 哲二	伊賀ふるさと農業協同組合代表 （その他各種団体）	
里田 雅彦	伊賀市小・中学校校長会代表 （教育関係団体）	
田畑 寛一	地域代表 （いきいき未来いが実行委員）	
朴 恵淑	学識経験者（三重大学名誉教授）	会長
藤岡 典子	学識経験者（元中学校教諭）	副会長
松尾 明彦	伊賀市民生委員・児童委員連合会代表 （福祉関係団体）	
松山 浩子	公募委員	
森山 幸枝	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課	

Ⅲ. 伊賀市男女共同参画都市宣言

伊賀市男女共同参画都市宣言

私たちは

性別にとらわれず 互いを人として尊び
それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし

社会のあらゆる分野で
共に参画し 責任を分かち合い
のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし

豊かな自然と培われた文化を次代につなげ
平等と平和が根づくまちをめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成17年9月26日

伊 賀 市

IV. SDGs (エスディージーズ)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



目標 1 【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標 2 【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標 3 【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進
する



目標 4 【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の
高い教育を確保し、生涯学習の機会
を促進する



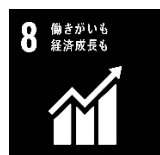
目標 5 【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児のエンパワー
メントを行う



目標 6 【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能
性と持続可能な管理を確保する



目標 7 【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼でき
る持続可能な近代的なエネルギーへ
のアクセスを確保する



目標 8 【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及び
すべての人々の完全かつ生産的な雇
用と働きがいのある人間らしい雇用
を促進する



**目標 9 【インフラ、産業化、
イノベーション】**
強靱なインフラ構築、包摂的かつ持
続可能な産業化の促進及びイノベー
ションの推進を図る



目標 10 【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11 【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都
市及び人間居住を実現する



目標 12 【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するた
めの緊急対策を講じる



目標 14 【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋
資源を保全し、持続可能な形で利用す
る



目標 15 【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な
利用の推進、持続可能な森林の経営、
砂漠化への対処ならびに土地の劣化の
阻止・回復及び生物多様性の損失を阻
止する



目標 16 【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的
な社会を促進し、すべて人々に司法へ
のアクセスを提供し、あらゆるレベル
において効果的で説明責任のある包摂
的な制度を構築する



目標 17 【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強
化し、グローバル・パートナーシップ
を活性化する

V. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正

平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項

の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

VI. 男女共同参画に関する国内外のあゆみ

西暦(年号)	世 界	日 本	三重県	伊賀市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」 開催(メキシコシティ) ・1976年から10年間で 「国連婦人の十年」と決 定(国連総会)	・「婦人問題企画推進部」 「婦人問題企画推進会議」 設置 ・「教育等育児休業法(女 子職員、看護婦、保母等 対象)」交付		
1976年 (昭和51年)	・ILO(国際労働機関)に 婦人労働問題担当を設 置	・民法改正(離婚後の氏 の選択)		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重 点目標」発表	・「婦人関係行政推進連 絡会議」設置	
1978年 (昭和53年)			・「三重県婦人問題懇話 会」設置	
1979年 (昭和54年)	・国連総会で「女子に対 するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)を 採択		・「三重県の婦人対策の 方向」(県内行動計画)策 定	
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間 世界会議開催(コペンハ ーゲン) ・世界会議で「女子差別 撤廃条約」署名式	・民法改正(配偶者の法 定相続分引上げ) ・「女子差別撤廃条約」署 名		
1981年 (昭和56年)	・「ILO156 号条約」採択 (ILO 総会) ・「女子差別撤廃条約」発 効	・「国内行動計画後期重 点目標」発表	・「明日の婦人問題を考 える三重県会議」設置	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終 年世界会議開催(ナイロ ビ) ・「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略」 採択	・「国籍法」改正(国籍の 父母両系主義確立) ・「女子差別撤廃条約」批 准		
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」 施行		
1987年 (昭和62年)		・「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」策 定	・「みえの第2次行動計画 -アイリスプラン」策定	
1990年 (平成2年)	「ナイロビ将来戦略の実 施に関する見直しと評価 に伴う勧告」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」第 一次改定		
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催 (ウィーン)	・「パートタイム労働法」 交付・施行 ・中学校で家庭科の男女 必修完全実施		

西暦(年号)	世 界	日 本	三重県	伊賀市
1994年 (平成6年)	・「世界人口・開発会議」開催(カイロ)	・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・高校で家庭科の男女共修開始	・三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」提出 ・三重県女性センター開館	
1995年 (平成7年)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 ・「人権教育のための国連10年」始まる	・「育児・介護休業法」交付・一部施行 ・「ILO156号条令」批准	・「みえの男女共同参画プラン-アイリス21」策定(第3次)	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	・男女共同参画推進協議会より緊急提言提出 ・「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」の制定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・男女共同参画推進協議会より提言-男女共同参画社会の実現を目指して-提出	
1998年 (平成10年)			・アイリス21推進連絡会議(アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平成11年)	・国際高齢者年	・「改正男女雇用機会均等法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行	・「三重県男女共同参画推進懇話会」設置	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」成立 ・「介護保険法」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立	・「三重県男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」	
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・雇用保険法等一部改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・雇用対策法等一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正	・「三重県男女共同参画審議会」設置	
2002年 (平成14年)			・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	

西暦(年号)	世 界	日 本	三重県	伊賀市
2003年 (平成15年)		・男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策の推進について」提言提出 ・雇用保険法等一部改正 ・国連女子差別撤廃委員会から女子差別撤廃条約にかかる推進について勧告 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「児童福祉法」一部改正 ・「少子化社会対策基本法」成立	・男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 ・男女共同参画年次報告を初めて作成	
2004年 (平成16年)		・「職業安定法」及び「労働者派遣事業法」一部改正 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ・女子差別撤廃委員会による勧告 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)一部改正 ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定	・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」	◆上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町の6市町村が合併し「伊賀市」が誕生 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施 ・合併により人権政策部に「男女共同参画課」設置 ・「伊賀市男女共同参画推進条例」制定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京十10」)開催(ニューヨーク)	・「育児・介護休業法」一部改正 ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	・「男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定	・「伊賀市男女共同参画推進会議」設置 ・「伊賀市男女共同参画審議会」設置 ・「伊賀市男女共同参画都市宣言」
2006年 (平成18年)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)		・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」	・「伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2007年 (平成19年)	・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(インド)	・「改正男女雇用機会均等法」が制定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	
2008年 (平成20年)		・「パートタイム労働法」改正		
2009年 (平成21年)	・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル)	・「育児・介護休業法」改正	・「平成21年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010年 (平成22年)		・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Woman)」発足		・「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定	・「第2次伊賀市男女共同参画基本計画」策定

西暦(年号)	世 界	日 本	三重県	伊賀市
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ・ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催	・女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成26年1月施行) ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催	・「女性の活躍推進三重県会議」設立	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(SDGs:17の目標と169のターゲット)	・「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定 ・WAW!2015開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」	・「女性の活躍推進三重県会議」へ加入
2016年 (平成28年)	・伊勢志摩サミット開催(首脳宣言(女性の活躍推進はG 7 の共通のゴール))	・「女性の活躍加速のための重点方針2016」策定 ・WAW!2016 開催 ・SDGs推進本部設置	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定	・「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 ・伊賀市ハタラクカタ応援宣言(イクボス宣言)
2017年 (平成29年)			・「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定	
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 ・SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2019」発表		・伊賀市まるごとハタラクカタ応援共同宣言
2019年 (令和元年)	・W20 日本開催(WAW!2019 同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「令和元年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2020年 (令和2年)		・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

西暦(年号)	世 界	日 本	三重県	伊賀市
2021年 (令和3年)			・「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	・「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2022 年 (令和 4 年)		・「AV出演被害防止・救済法」成立 ・「こども基本法」成立 ・「女性デジタル人材育成プラン」決定		
2023 年 (令和 5 年)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立		
2024 年 (令和 6 年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	・「令和6年度男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2025 年 (令和 7 年)				
2026 年 (令和 8 年)				・「第 5 次伊賀市男女共同参画基本計画」策定

VII. 用語解説

◆ 実行 ◆

◆ウェルビーイング

「多様な幸せ」とされ、身体的・精神的・社会的に、すべてが満たされた良好な状態を意味します。本計画では、性別にかかわらず、一人ひとりが自らの意思によって多様な生き方を選択でき、心身ともに満たされ、社会の中で自分らしくある状態と考えています。

◆エンパワーメント

社会的・構造的な制約によって抑圧されてきた人々が、自らの意思で人生を選択し、決定する力を獲得することを指します。教育や雇用、政治参画などの機会を保障することで、自分自身の価値を認め、潜在能力を最大限に発揮できる状態へと内面から変化し、一人ひとりが意思決定の場に加わり、社会のあり方に影響を与える力を育むことで、不平等を解消し、持続可能な社会を築いていきます。

◆ さ行 ◆

◆ジェンダー P 3.「ジェンダーについて」参照。

◆ジェンダーアイデンティティ

性自認。「自分の性をどのように認識しているか」という心のあり方のことです。

身体的な特徴や戸籍上の性別とは関わりなく、本人が「自分は男性である」「女性である」、あるいは「そのどちらでもない（中性的、または決められない）」と自覚することを指します。これは他人が決めるものではなく、個人の内面的な感覚に基づいています。そのため、身体の性と心の性が一致している人もいれば、一致しない人もいます。多様な性の形を尊重し、誰もが自分らしく生きるための基盤となる大切な概念です。

◆ジェンダーギャップ

男女の性別によって生じる社会的・文化的な格差のことです。

生物学的な差異ではなく、政治、経済、教育、健康といった様々な分野において、機会や権利がどちらかの性に偏っている状態を指します。このギャップは歴史的、文化的、経済的要因によって形成され、固定観念や制度的な偏見が助長していると言われています。

日本は特に「政治」や「経済」の分野で、意思決定層に占める女性の割合が低いことが大きな課題となっており、この格差を解消することは、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会（多様性の実現）につながるため、現代の重要な国際課題の一つです。

◆ジェンダー平等 P 3.「ジェンダー平等について」参照。

◆ストーカー

特定の相手に対して執着心や好意、あるいは恨みの感情を抱き、相手の意に反してつきまといや監視などの迷惑行為を繰り返す人を指します。

多くの国でストーカー行為は犯罪とされており、日本でも「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」によってこれらの行為が禁じられています。被害を感じた際は、一人で悩まずに早めに警察や専門の相談機関へ連絡することが重要です。

◆性自認 「ジェンダーアイデンティティ」の項参照。

◆性的指向

人の恋愛や性的な関心の対象がどの性別に向けられているかを示す言葉です。

代表的なものとして異性愛（異性に惹かれる）、同性愛（同性に惹かれる）、両性愛（両性に惹かれる）、パンセクシュアル（性別に関係なく人に惹かれる）、また、他者に性的な関心を抱かないアセクシュアルなど、そのあり方は多様です。性的指向は自分の意志で選んだり変えたりできるものではなく、その人の個性の一部として尊重されるべき大切な要素です。

◆性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由に固定的な役割を割り当てる考え方のことです。個人のキャリア選択や生活スタイルに影響を及ぼし、職場での昇進格差や、家庭内での家事負担の偏り、さらには「自分らしく生きること」を阻害する要因となります。

かつての日本では一般的な価値観でしたが、現代では共働き世帯の増加や価値観の多様化により、この意識を見直す動きが強まっています。

◆ は行 ◆

◆ハラスメント

「いじめ」や「嫌がらせ」を指す言葉です。相手の意に反する不適切な言動によって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることを言います。自分に悪気があったかどうかではなく、「相手がどう受け止めたか」という点が判断の基準になります。

代表的なものにはセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)や、パワーハラスメント(権力を利用した嫌がらせ)等があり、これらは個人の心身に深い傷を負わせるだけでなく、社会的な信頼を失う重大な問題として扱われます。現代では多様な価値観を尊重することが求められており、相手の立場に立ったコミュニケーションを心がけ、お互いの嫌がる境界線を正しく理解することが重要です。

◆放課後児童クラブ

学童保育。保護者が仕事などで昼間に家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、子どもたちが宿題をしたり、友達と遊んだり、安全な生活の場を提供する事業です。

放課後児童クラブは、自治体やNPO、地域のコミュニティにより運営されていることが多く、取り組みを通じて、子どもたちの豊かな成長を支える重要な役割を担っています。

◆ ら行 ◆

◆ライフイベント

人の生涯において生活環境や役割が大きく変化する出来事を指します。

代表的なものには、入学や卒業、就職、結婚、出産、住宅購入、定年退職、そして介護や相続などが含まれます。これらは単なる行事ではなく、家計（支出や収入）やメンタルヘルスに多大な影響を与えるのが特徴です。

あらかじめこれらを想定し、資金計画や心の準備を立てることを「ライフデザイン」と呼びます。人生の節目を前向きに捉え、自分らしい人生を送るための重要な指標となる考え方です。

◆ライフステージ

人の生涯を時間の経過とともに区切った「人生の節目」のことです。

一般的には、乳幼児期から始まり、学童期、青年期、成人期(壮年期)、そして高齢期といった段階に分けられます。それぞれの時期には、進学、就職、結婚、出産、定年退職など、生活環境や社会的な役割が大きく変わるイベント(ライフイベント)が存在します。

この考え方を理解しておくことは、将来の見通しを立てる上で非常に重要です。各ステージによって必要な資金や健康管理のポイント、優先すべき課題が異なるため、自分がいまどの段階にいて、次に何が起きるかを予測することで、より安定した人生設計が可能になります。

✧リプロダクティブ・ヘルス／ライツ P32.「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」参照。

◆ わ行 ◆

✧ワークライフバランス

仕事(ワーク)と私生活(ライフ)の調和をとり、その両方を充実させるという考え方です。

単に「労働時間を短くする」ことだけではなく、仕事の責任を果たしながら、家事、育児、自己研鑽、趣味といった個人の生活も大切にできる状態を指します。

このバランスが整うことで、心身の健康が守られるだけでなく、生活の充実が仕事への意欲や創造性を高めるという好循環が生まれます。多様な生き方を尊重し、一人ひとりが自分に合ったスタイルで、やりがいを持って働き続けるために欠かせない指標といえます。

◆ Alphabet ◆

✧DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）相手から振るわれる暴力のことです。暴力は殴る蹴るなどの身体的なものだけでなく、暴言や無視などの精神的暴力、生活費を渡さない経済的暴力、性行為を強要する性的暴力なども含まれます。

2013年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が成立しました。この法律は、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、事実婚や離婚後、同棲中の恋人からの暴力も対象としています。2024年の改正により、精神的DVによる保護命令の対象が拡大されるなど、支援体制がさらに強化されました。

✧LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の頭文字を合わせた総称です。

誰を好きになるか、自分の性をどう認識するかは人それぞれで、すべての人に自分らしく生きる権利があるという理解が、社会全体で広がってきています。

L：レズビアン（女性同性愛者）

G：ゲイ（男性同性愛者）

B：バイセクシュアル（両性愛者）

T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）

Q：クィア、クエスチョニング（特定の枠に属さない、または模索中の人）

＋：多様な性のあり方すべて

✧SDGs（エスディージーズ） P45.「IV. SDGs（エスディージーズ）」参照。